

10月から国の幼児教育・保証 無償化が始まります!

肝付町では、平成29年4月からすでに3歳以上児の幼児教育・保育の無償化として、幼稚園 の利用料、保育園・認定こども園等を利用する3歳以上児の保育料を無償にしてきました。 10月からは国の制度が開始され、さらに対象事業も範囲も拡充されます。

★幼児教育・保育の無償化の内容は?

幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたち、 また0歳から2歳までの子どもたちのうち、住民税非課税世帯を対象に保育料を無償化 するものです。なお、子どもの数に応じた保育料の減免制度は引き続き行います。



★無償化になる費用とならない費用は?

今年10月から教育・保育に係る利用料(保育料)は無償化され、これまで保護者の皆さんが施設に払っ ていた実質負担分(行事費・文具費などや延長保育料等)は引き続き保護者がご負担いただくことになり ます。

〈給食費については、保育所・認定こども園(保育認定)を利用する0~2歳児の子どもは徴収しません。〉 保育所、認定こども園、幼稚園を利用する子どもの給食費のうち、副食費については、年収 360 万円未 満相当の世帯やひとり親世帯の子ども、また所得に関係なく、第3子以降(条件があります)は負担が軽 減されます。

負担軽減の対象世帯には、利用している施設を通じて町よりお知らせします。

★肝付町の副食費に対する補助制度について

肝付町では、【子育てしやすいまち】を目指し、平成29年4月からすでに、3歳以上児の教育・保育の 無償化を町単独で実施してきました。

そのため、保護者の所得状況にかかわらず無償で利用が可能でした。今回の国の無償化制度の導入によ り、これまで保育料に含まれていた給食費の副食の費用が、保護者の実費負担となることに変更されます。 そこで、肝付町では、これによって実質増加となる保護者の負担を軽減し、また教育利用者・保育利用者 が同じ条件で利用が可能になるよう、3歳以上児の副食費を助成します。

対象となる方には、改めて施設を通じてお知らせいたします。

ただし、補助の上限は国の公定価格の基準に従い、月額 4,500 円となります ので、施設が上限を超える副食費を設定する場合は、保護者負担が発生する可 能性があります。

お問い合わせ先:福祉課 児童家庭係 ② 0994(65)8413